

**关于公司主要印章的范围、刻制及政府备案要求**

在中国，公司（包括外商投资的公司）的主要印章通常包括：公司的法定名称章（即，公章）；冠以法定名称的合同、财务、税务、发票等业务专用章；以及公司的法定代表人（根据《公司法》第 13 条，法定代表人可能是董事长、执行董事或经理）及其财务部门负责人的名章等。

对于外商投资的公司而言，公章、法定代表人章、财务专用章、发票专用章以及报关专用章通常应当刻制，而其他印章通常并无必须刻制的强制性义务。

**一、 与公司印章相关的主要法律依据**

- 与公司印章相关的主要法律依据，具体包括：
- 《关于国家行政机关和企业、事业单位印章的规定》（国务院；自 1993 年 04 月 01 日起施行）；
  - 《关于国家行政机关和企业事业单位社会团体印章管理的规定》（国务院；自 1999 年 10 月 31 日起施行）；
  - 一些行业技术性标准：例如，《印章治安管理信息系统标准》（公安部；2000 年 04 月 25 日施行）等；
  - 各地方的地方性规定：例如，《上海市印章刻制业治安管理办法》等。

需要指出的是，中国公安部曾于 2002 年颁布《印章治安管理办法》（草案），向社会征求意见（具体，请参见以下网址：[http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2002-09/02/content\\_546561.htm](http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2002-09/02/content_546561.htm)），但至今未正式发布实施。由此，也造成了公司主要印章的范围、刻制及其政府备案要求等，在国家法律层面的缺失。总体上，有关印章的立法，存在缺失和滞后的现象。

**二、 公司主要印章的刻制要求**

结合现行有效的相关法律法规，对于公司主要印章的刻制要求，我们制表概括如下：

类别	是否必备印章	是否有法定样式	备注
----	--------	---------	----

**会社の主な印鑑の範囲、刻印及び政府届出の要求**

中国では、会社（外商投資の会社を含む）の主な印鑑には、通常、会社の法定名称印（即ち、公印）、法定名称を冠する契約、財務、税務、伝票等の業務専用印、及び会社の法定代表者（「会社法」第 13 条によると、法定代表者は、董事長、執行董事又は經理（マネージャー）でよいとされる）及びその財務部門責任者の名前印等が含まれる。

外商投資の会社は、通常、公印、法定代表者個人印、財務印、伝票印及び通関印を刻印しなければならず、その他の印鑑については、通常、刻印に関する強制的義務はない。

**一、 社印に関する主な法的根拠**

社印に関する主な法的根拠は、次の通りである。

- 「国家行政機関及び企業、事業組織印鑑に関する規定」(國務院。1993 年 4 月 1 日から施行)。
- 「国家行政機関及び企業事業組織社会团体印鑑管理に関する規定」(國務院。1999 年 10 月 31 日から施行)。
- 一部の業界技術基準：例えば、「印鑑治安管理系统情報システム基準」(公安部。2000 年 4 月 25 日施行)等。
- 各地方の地方性規定：例えば、「上海市印鑑刻印業治安管理办法」等。

注意すべき事項として、中国公安部は、2002 年に「印鑑治安管理办法」(草案)を發布し、パブリックコメントを募集しているが(詳細については、下記ウェブサイト参照)。  
[http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2002-09/02/content\\_546561.htm](http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2002-09/02/content_546561.htm)、現在に至るまで未だに正式に發布施行されていない。このため、会社の主な印鑑の範囲、刻印及び政府届出の要求等に関する中国の法律に欠落が見られる。全体としては、係る印鑑の立法には欠落及び遅れの現象が見られる。

**二、 会社の主な印鑑の刻印に関する要求**

現行の有効な係る法的根拠と合わせて、会社の主な印鑑の刻印に関する要求について、下表に整理する。

類別	印鑑の必要性の有無	法定様式の有無	備考
----	-----------	---------	----

公章	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>实践中，相关地方根据法定样式，在印章管理系统中设置了可选的印章规格、式样，并可以自动生成原始印模。实际刻制时，依原始印模进行刻制即可。</li> </ul>
法定代表人章	○	×	—
财务专用章	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>现行法律仅要求“在名称、式样上应与单位正式印章有所区别”，即，与公章有所差异即可，而并未限定规格、样式。</li> <li>实践中，对于这些印章，个别地方在印章管理系统中也设置了可选的印章规格、式样，并可以自动生成原始印模。实际刻制时，依原始印模进行刻制即可。</li> </ul>
发票专用章	○	×	
报关专用章	○	×	
合同专用章	×	×	
税务专用章	×	×	—
财务负责人章	×	×	—

备注：“○”代表“通常是”；“×”代表“通常否”。

### 三、公司主要印章的备案要求

《印章治安管理办法》(草案)曾明确规定，公司的法定名称章；冠以法定名称的合同、财务、税务、发票等业务专用章；以及公司的法定代表人及其财务部门负责人的名章，在刻制前，应当至公安部门办理准刻手续。但是，由于《印章治安管理办法》至今未正式发布实施，因此，该规定无法成为直接的法律依据。实际上，目前公司主要印章的备案要求，主要由各地方的地方性规定进行具体规范。

对于公司主要印章的刻制要求，我们先列表概括如下：

类别	是否需要公安部门的备案(准刻)	是否需要其他相关政府部门的备案或者预留	是否需要银行预留印鉴
公章	○	○	○
法定代表人章	○	○	○
财务专用章	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>取决于各地方税务部门</li> </ul>	○

公印	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>实践において、係る地域では、法定様式に基づき、印鑑管理システムにて印鑑の寸法、印影の形状を選択できるようになっており、自動的に原型を作ることができる。実際に刻印する際には、原型どおりに刻印するだけでよい。</li> </ul>
法定代表人印	○	×	—
財務印	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行法は、「名称、印影の形状が、法人の正式な印鑑と異なる」ことのみに関して要求しており、即ち、公印と異なる点があればよいとし、寸法、印影の形状に関しては制限していない。</li> <li>実践においては、これらの印鑑について、地域ごとに、印鑑管理システムにて印鑑の寸法、印影の形状を選択できるようになっており、尚且つ自動的に原型を作ることができる。実際に刻印する際には、原型どおりに刻印するだけでよい。</li> </ul>
伝票印	○	×	
通関印	○	×	
契約印	×	×	
税務印	×	×	—
財務責任者印	×	×	—

備考:「○」は、「通常は有り」を意味し、「×」は、「通常は無し」の意味である。

### 三、会社の主な印鑑に関する届出の要求

「印鑑治安管理办法」(草案)は、会社の法定名称印、法定名称を冠した契約、財務、税務、伝票等の業務印、並びに会社の法定代表人及びその財務部門責任者の名前印は、刻印する前に、公安部門での刻印許可手続きを要する旨を明確に規定していた。しかし、「印鑑治安管理办法」が未だ正式に発布施行されていないため、当該規定を直接の法的根拠とすることはできない。実際には、現在は、会社の主な印鑑の届出の要求は、主に各地域の地方性規定によって具体的に詳細が定められている。

会社の主な印鑑の刻印に関する要求について、下表に整理する。

類別	公安部門への届出手続必要性の有無(刻印許可)	その他の関係政府部門への届出手続又は印影の届出の必要性の有無	銀行届出印の必要性の有無
公印	○	○	○
法定代表人印	○	○	○
財務印	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の税務部門の具</li> </ul>	○

发票专用章	○	的具体要求。	×
报关专用章	×	○	×
合同专用章 税务专用章 财务负责人章		<ul style="list-style-type: none"> <li>结合前述分析，公司通常并无必须刻制合同专用章、税务专用章、以及财务负责人章的强制性义务。</li> <li>公司可以根据当地政府部门的具体要求进行刻制，或者直接加盖公章取代合同专用章或税务专用章。</li> <li>但是，如果公司需要刻制这些非必备印章，那么，仍可能被要求参照公章进行相关备案。</li> </ul>	

备注：“○”代表“通常是”；“×”代表“通常否”。

### 三、公司主要印章的备案要求

以下，结合现行有效的相关法律法规，以及上海、北京、深圳、江苏、广州等地公安部门的实际操作要求，对于公司主要印章的备案要求，我们制表具体分析如下：

类别	备案要求	备注
公章	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>公安部门的备案(准刻)</b>：国家层面法律未明确规定，但部分地方的地方性规定要求，在公章刻制前，公司应当持相应文件至当地公安部门办理备案(准刻)手续，并获得公安部门出具的准许刻制的证明文件(各地的证明文件的名称存在差异，例如，准刻证、许可证、通知单、证明等)。</li> <li><b>其他相关政府部门的备案或者预留</b>：尽管无明确的法律依据，但在实际操作中，在公章刻制后，公章样式通常还需在工商部门、税务部门等政府部门预留样式。</li> <li><b>银行预留印鉴</b>：根据《人民币银行结算账户管理办法》及其实施细则的相关规定，公司开立银行账户时，需向银行预留公章样式。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>实际操作中，不少地方的印章刻制单位，在公章刻制完成后，会通过公安部门统一建立的信息管理系统，上传公司的公章样式。但该手续并不免除公司在公章刻制前自行至公安部门办理备案(准刻)手续的义务。</li> <li>向其他相关政府部门、或者银行备案或者预留，通常通过在办理相关手续时，在提交相关政府部门的书面文件上加盖公章的</li> </ul>

伝票印	○	体的な要求に基づく	×
通関印	×	○	×
契約印 税務印 財務責任者印		<ul style="list-style-type: none"> <li>前述の分析をふまえるならば、通常、会社には、契約印、税務印、及び財務責任者印を必ず刻印しなければならないという強制的義務があるわけではない。</li> <li>会社は、当地の政府部門の具体的要求に基づき刻印し、又は、契約印若しくは税務印の代わりに直接公印を押捺することができる。</li> <li>但し、会社がこれらの必須とはされていない印鑑を刻印する場合、公印の手続きに照らして、係る届出手続きを行うよう要求されるおそれもある。</li> </ul>	

備考：「○」は、「通常は有り」を意味し、「×」は、「通常は無し」の意味である。

### 三、会社の主な印鑑に関する届出の要求

以下、現行の有効な係る法的根拠、及び上海、北京、深圳、江蘇、広州等の公安部門の実際の取扱上の要求をふまえ、会社の主な印鑑の届出についての要求を下表に整理する。

類別	届出の要求	備考
公印	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>公安部門への届出手続(刻印許可)</b>：中国の国家レベルの法律には、明確な規定はないが、一部地域の地方性規定では、公印の刻印にあたっては、会社が関連書類をもって当地の公安部門における届出(刻印許可)手続を行い、公安部門発行の刻印許可の証明文書(証明文書の名称は、各地域によって異なり、例えば、刻印許可証、許可証、通知書、証明等がある)を取得しなければならないと要求している。</li> <li><b>その他関連政府部門への届出手続又は印影の届出</b>：明確な法的根拠はないが、実務では、公印の刻印後、通常、公印の印影を工商部門、税務部門等の政府部門にも届出でなければならない。</li> <li><b>銀行届出印</b>：「人民元銀行決済口座管理弁法」及びその実施細則の係る規定によると、会社が銀行口座を開設する場合、銀行に公印の印影を届出なければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務では、多くの地域の印鑑刻印業者は、公印刻印完了後、公安部門が統一して構築した情報管理システムを通して、会社の公印の印影をアップロードする。但し当該手続を行ったからといって、会社の公印刻印前の公安部門における届出(刻印許可)手続の義務が免除されるわけではない。</li> <li>他の関係政府部門又は銀行での届出手続又は</li> </ul>

		方式实现。
法定代表人章	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部门的备案(准刻)</u>: 尽管无明确的法律依据,但在实践操作中,部分地方的公安部门要求,在法定代表人章刻制前,公司需要参照公章的备案(准刻)手续,至当地公安部门办理法定代表人章的备案(准刻)手续。</li> <li>▪ <u>其他相关政府部门的备案或者预留</u>: <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 根据《企业法人法定代表人登记管理规定》(国家工商总局;自1999年06月23日起施行)第10条的规定,“法定代表人的签字应当向企业登记机关备案”,因此,在办理工商登记手续时(包括设立、变更、注销等),法定代表人的签字需要在工商部门备案。</li> <li>2) 尽管无明确的法律依据,但在实际操作中,法定代表人章或者签字,通常还需在其他政府部门预留。</li> </ul> </li> <li>▪ <u>银行预留印鉴</u>: 根据《人民币银行结算账户管理办法》及其实施细则的相关规定,在开立银行账户时,需向银行预留法定代表人(或者法定代表人授权的代理人)的印章或者签字。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法定代表人章或者签字的备案或者预留,通常通过办理相关手续时,在提交相关政府部门、或者银行的书面文件上加盖法定代表人章、或者签字的方式实现。</li> <li>▪ 理论上,法定代表人章和签字具有同等法律效力。但在办理个别政府手续时(特别是在商务部门、工商部门等办理与公司审批、登记有关的政府手续时),个别政府部门可能要求,不能以加盖法定代表人章的方式代替法定代表人的签字。</li> </ul>
财务专	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部门的备案(准刻)</u>: 国家层面法律未明确规定,但部分地方的地方性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 向税务部门等、或者银行预留财务</li> </ul>

		印影の届出は、通常、関係手続きを行う際に、公印を押捺した書類を関係政府部門又は銀行に提出することで完成する。
法定代表人印	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部門への届出手続(刻印許可)</u>: 明確な法的根拠はないが、実際の取扱においては、一部地域の公安部門は、法定代表人個人印刻印には、会社が公印の届出(刻印許可)手続に照らして、当地の公安部門での法定代表人個人印の届出(刻印許可)手続を要している。</li> <li>▪ <u>その他関係政府部門への届出手続又は印影の届出</u>: <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 「企業法人法定代表人登記管理規定」(国家工商総局。1999年6月23日から施行)第10条にて、「法定代表者の署名は、企業登記機関に届出なければならない」と定められているため、工商登記手続きの際(設立、変更、取消等を含む)、法定代表者の署名は工商部門での届出を要する。</li> <li>2) 明確な法的根拠はないが、実務では、法定代表人個人印の印影又は署名をその他の政府部門にも届出なければならない。</li> </ul> </li> <li>▪ <u>銀行届出印</u>: 「人民幣銀行決済口座管理弁法」及びその実施細則の係る規定によると、銀行口座を開設する際、銀行に法定代表人(又は法定代表人授權の代理人)の印鑑の印影又は署名を届出なければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法定代表人個人印又は署名の届出及び保管は、通常、係る手続を行う際に、法定代表人個人印を押捺し又は署名をした書類を関係政府又は銀行に提出することで完成する。</li> <li>▪ 理論的には、法定代表人個人印と署名は同等の法的効力を有するが、個別の政府手続を行う際(とりわけ商務部門、工商部門等での会社審査許可、登記に関する政府手続の際)、一部の政府部門は、法定代表人個人印の捺印をもって、法定代表者の署名に代えることはできないと要求してくるおそれがある。</li> </ul>
財務印	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部門への届出手続(刻印許可)</u>: 中国の国家レベルの法律には、明確な法的根</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 税務部門等、又は銀行への届出</li> </ul>

用章	<p>规定要求，在财务专用章刻制前，公司需要参照公章的备案（准刻）手续，至当地公安部门办理备案（准刻）手续。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>其他相关政府部门的备案或者预留：</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 根据《中华人民共和国发票管理办法》第16条的规定，“申请领购发票的单位和個人应当提出购票申请，提供经办人身份证明、税务登记证件或者其他有关证明，<u>以及财务印章或者发票专用章的印模，经主管税务机关审核后</u>，发给发票领购簿”，因此，财务专用章通常需要在税务部门备案。</li> <li>2) 除税务部门以外的其他政府部门，通常并无备案或者预留义务。</li> </ol> </li> <li>▪ <u>银行预留印鉴：</u>根据《人民币银行结算账户管理办法》及其实施细则的相关规定，在开立银行账户时，需向银行预留财务专用章。</li> </ul>	<p>专用章，通常通过在办理相关手续时，在提交税务部门等、或者银行的书面文件上加盖财务专用章的方式实现。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在税务部门备案时，依法可选择备案“财务专用章”或者“发票专用章”。实际操作中，请根据各地方税务部门的具體要求执行。</li> </ul>	<p>拠はないが、一部地域の地方性規定は、財務印を刻印する前に、会社は公印の届出(刻印許可)手続きに照らして、当地の公安部門への届出(刻印許可)手続きを要するとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>その他関係政府部門への届出手続又は印影の届出：</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「中華人民共和国伝票管理弁法」第16条に「伝票購入の申請を行う法人と個人は、伝票購入申請書を提出し、取扱者の身分証明書、<u>財務登記証明書又はその他係る証明、及び財務印又は伝票印の原型を提供し、主管税務機関が審査した後、伝票購入簿を発給する</u>」と定められているため、通常、財務印は、税務部門への届出を要する。</li> <li>2) 税務部門を除くその他政府部門に対しては、通常、届出又は印影届出の義務はない。</li> </ol> </li> <li>▪ <u>銀行届出印：</u>「人民幣銀行決済口座管理弁法」及びその実施細則の係る規定によると、銀行口座を開設する際、銀行に財務印の印影を届出なければならない。</li> </ul>	<p>印は、通常、係る手続きを行う際に、財務印を押捺した書類を税務部門等又は銀行に提出することで完了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 税務部門での届出の際、法に基づき、「財務印」の届出又は「伝票印」の届出のいずれかを選択することができる。実務上の取り扱いにおいては、各地方の税務部門による具体的要求に従い執行して頂きたい。</li> </ul>
发票专用章	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部門の备案(准刻)：</u>国家层面法律未明确规定，在发票专用章刻制前，公司需要参照公章的备案（准刻）手续，至当地公安部门办理备案（准刻）手续。</li> <li>▪ <u>其他相关政府部门的备案或者预留：</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 根据《中华人民共和国发票管理办法》第16条的规定，“申请领购发票的单位和個人应当提出购票申请，提供经办人身份证明、税务登记证件或者其他有关证明，<u>以及财务印章或者发票专用章的印模，经主管税务机关审核后</u>，发给发票领购簿”，因此，发票专用章通常需要在税务部门备案。</li> </ol> </li> </ul>	<p>向税务部门备案发票专用章，通常通过在办理相关手续时，在提交税务部门的书面文件上加盖发票专用章的方式实现。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在税务部门备案时，依法可选择备案“财务专用章”或者“发票专用章”。实际操作中，请根据各地方税务部门的具體要求执行。</li> </ul>	<p><b>伝票印</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部門への届出手続(刻印許可)：</u>中国の国家レベルの法律には、明確な法的根拠はないが、一部地域の地方性規定は、伝票印の刻印にあたっては、会社が公印の届出(刻印許可)手続きに照らして、当地の公安部門での届出(刻印許可)手続きを要するとしている。</li> <li>▪ <u>その他関係政府部門への届出手続又は印影の届出：</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「中華人民共和国伝票管理弁法」第16条に「伝票購入の申請を行う法人と個人は、伝票購入申請書を提出し、取扱者の身分証明書、<u>財務登記証明書又はその他係る証明、及び財務印又は伝票印の原型を提供し、主管税務機関が審査した後、伝票購入簿を発給する</u>」と定められているため、通常、</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 税務部門等、又は銀行への届出印は、通常、係る手続きを行う際に、伝票印を押捺した書類を税務部門等又は銀行に提出することで完了する。</li> <li>▪ 税務部門での届出の際、法に基づき、「財務印」の届出又は「伝票印」の届出のいずれかを選択することができる。実務上</li> </ul>

	<p>2) 除税务部门以外的其他政府部门, 通常并无备案或者预留义务。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>银行预留印鉴</u>: 并无预留义务。</li> </ul>	
报关专用章	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部门的备案(准刻)</u>: 无明确的法律依据, 实际操作中也并无备案(准刻)义务。</li> <li>▪ <u>其他相关政府部门的备案或者预留</u>: <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 根据《中华人民共和国海关对报关单位注册登记管理规定》(海关总署;自2005年06月01日起施行)第49条的规定, “报关单位向海关递交的纸质进出口货物报关单必须加盖本单位的报关专用章。报关专用章启用前应当向海关备案。报关专用章应当按照海关总署统一规定的要求刻制。”因此, 在报关专用章启用前, 公司需至海关办理备案手续。需要指出的是, 在报关专用章刻制时, 并无需向公安、海关等部门办理备案(准刻)手续。</li> <li>2) 除海关以外的其他政府部门, 通常并无备案或者预留义务。</li> </ul> </li> <li>▪ <u>银行预留印鉴</u>: 并无预留义务。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 向海关备案报关专用章, 通常通过公司在海关注册登记时, 在提交海关的政府表格上加盖报关专用章的方式实现。</li> </ul>

四、公司主要印章未办理公安部门的备案(准刻)手续而擅自刻制印章的法律风险

对于题述法律风险, 尽管在国家法律的层面缺少明确的法律依据, 但部分地方的地方性规定中已经设定了一些具体监管措施及法律责任, 例如:

- 《上海市印章刻制业治安管理办法》(上海市人民政府; 1998年10月01日施行)第二十四条规定, “由公安部门责令限期改正, 并按下列规定予以处罚: …… (七) 缴销其公章, 处警告、500元以上1000元以下罚款”。

	<p>伝票印は、税務部門での届出が必要である。</p> <p>2) 税務部門を除くその他政府部门に対しては、通常、届出手続又は印影届出の義務はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>銀行届出印</u>: 印影届出の義務はない。</li> </ul>	<p>の取り扱いにおいては、各地方の税務部門による具体的要求に従い執行して頂きたい。</p>
通関印	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>公安部門への届出(刻印許可)</u>: 明確な法的根拠はなく、実際の取扱においても届出(刻印許可)義務はない。</li> <li>▪ <u>その他関係政府部門への届出又は印影の届出</u>: <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 「中華人民共和国税関による通関業者の登録登記管理規定」(税関総署。2005年6月1日から施行)第49条に、「通関業者が税関に提出する紙媒体の輸出入貨物通関書類には、当該業者の通関印を押捺しなければならない。通関印は、使用前に税関に届出なければならない。通関印は、税関総署の統一規定に従い刻印されなければならない。」と定められているため、通関印の使用を開始するためには、会社による税関での届出手続を要する。注意すべき点としては、通関印の刻印の際には、公安、税関等の部門での届出(刻印許可)手続を必要としない。</li> <li>2) 税関を除くその他政府部门に対しては、通常、届出手続又は印影届出の義務はない。</li> </ul> </li> <li>▪ <u>銀行届出印</u>: 印影届出の義務はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 税関への届出印は、通常、会社が税関にて登録登記を行う際に、通関印を押捺した税関の公式用紙を提出することで完了する。</li> </ul>

四、会社の主な印鑑の公安部門での届出(刻印許可)手続を行わずに、無断で印鑑を刻印した場合の法的リスク

表題の法的リスクについて、中国の国家レベルの法律には明確な法的根拠がないが、一部地域の地方性規定においては、具体的な監督管理措置及び法的責任が定められている。例えば、次のような内容である。

- 「上海市印鑑刻印業治安管理办法」(上海市人民政府。1998年10月1日施行)第二十四条に、「公安部門が期限を定めて是正するよう命じ、下記に列挙する規定により処罰する。……(七)その印鑑を抹消し、警告、500元以上1000元以下罰金」。

- 《天津市印章业治安管理办法》(天津市人民政府; 2004年07月01日施行)第十四条规定,“需要刻制公章的单位或个体工商户,违反本办法的规定,不办理准刻手续,擅自委刻公章的,由公安机关处1000元以下罚款。”
- 《浙江省印章刻制治安管理办法》(浙江省人民政府; 2007年01月01日施行)第十五条规定,“违反本办法规定刻制的公章,由县级以上人民政府公安部门予以收缴。”

结合上述分析,如果公司未办理公安部门的备案(准刻)手续而擅自刻制印章,根据相关地方的地方性规定,可能面临一定的法律风险。当然,在实践中,考虑到调查取证、执法成本等因素,擅自刻制印章的公司被公安部门实际处罚的风险通常比较小。

此外,如果公司未办理公安部门的备案(准刻)手续,也可能在一些民事纠纷中(例如:公司员工私刻公章,第三人假冒公司名义经营,第三人要求公司承担责任等)给公司进行有效举证造成困难。

综上,我们理解,公司未办理公安部门的备案(准刻)手续而擅自刻制印章存在一定风险,如果有关法律(包括地方性规定)有要求,那么,建议公司遵照执行。为最大程度地降低风险,擅自刻制印章的公司可以考虑向所在地的公安部门补办备案(准刻)手续。需要指出的是,由于没有明确的法律依据,实践中通常可能无法直接通过现行政府手续再事后补办备案(准刻)手续;因此,实践中,可能需要以所在地公安部门认可的其他方式及合理的名义(例如,以企业名称变更、印章遗失等名义)补办备案(准刻)手续。

此外,由于公安部门出具的备案(准刻)证明的原件通常需要提交印章刻制单位,因此,公司在新办或者补办备案(准刻)手续时,需注意留存备案(准刻)证明的复印件,以证明公司已经办理了备案(准刻)手续。

(里兆律师事务所 2009年12月04日整理编写)

上1000元以下的罚款に処する」と定められている。

- 「天津市印鑑業治安管理办法」(天津市人民政府。2004年7月1日施行)第十四条では、「印鑑の刻印を必要とする法人又は個人経営の商工業者が、本办法の規定に違反し、刻印許可手続きを行わずに、無断で印鑑の刻印を委託した場合、公安機関が1000元以下の罰金に処する。」と定められている。
- 「浙江省印鑑刻印治安管理办法」(浙江省人民政府。2007年1月1日施行)第十五条では、「本办法の規定に違反し刻印した印鑑は、県級以上の人民政府公安部門が取り上げる」と定められている。

上述の分析をふまえると、会社が公安部門での届出(刻印許可)手続きを行わずに無断で印鑑を刻印した場合、係る地域の地方性規定により、一定の法的リスクに直面するおそれがある。勿論、実践においては、調査及び証拠収集、法執行コスト等の要素を考えれば、無断で印鑑の刻印を行った会社が公安部門によって実際に処罰されるというリスクは、通常低い。

また、会社が公安部門での届出(刻印許可)手続きを行っていなかった場合、民事紛争(例えば、会社の従業員が勝手に公印を刻印するケース、第三者が会社名義を詐称し経営するケース、第三者が会社に責任を取るよう要求するケース等)において、会社の有効な立証に支障をきたすおそれもある。

以上から、会社が公安部門での届出(刻印許可)手続きを行わずに無断で印鑑を刻印した場合、一定のリスクがあり、係る法律(地方性規定を含む)に要求がある場合、会社はこれに従い執行するのがよい。リスクを最低限に食い止めるためにも、無断で印鑑刻印を行った会社は、所在地の公安部門での届出(刻印許可)手続きの補完を検討されたい。注意すべき事項としては、明確な法的根拠がないために、実践においては、通常、現行の政府手続きを行った後では、遑って届出(刻印許可)手続きを行うことができないおそれがあるため、実務では、所在地の公安部門が認可するその他の方法及び合理的な名目(例えば、企業名称の変更、印鑑紛失等の名目)にて、届出(刻印許可)手続きを補完する必要があると思われる。

また、公安部門が発行した届出(刻印許可)証明の原本は、通常、印鑑刻印業者に提出しなければならないため、会社による届出(刻印許可)手続きの完了を証明するためにも、会社が届出(刻印許可)手続きを新たに行い又は補完する際には、その届出(刻印許可)証明の写しを保管しておくよう注意しなければならない。

(里兆法律事務所が2009年12月4日付で作成)